

12月3日～9日は障害者週間です

# 誰もが暮らしやすいまちにするためにわたしたちができること

近年、障がいのある人の生活を社会や地域で支えていくという取り組みが始まっている一方、障がいに関する理解が十分でないことから、障がいのある人に対する差別や偏見が存在することも事実です。

障がいや、障がいのある人に対する理解を深めましょう。

障がいのある人は町内にどれくらいいる？

町内には、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人が約1800人暮らしています。

これは町の人口の約6.6パーセントに相当します。  
(平成29年9月末時点)

このほかに、発達障がいや難病などにより、手帳を持っていないでも何らかの「生きづらさ」を抱えて生活している人がいます。

## 障がいを理解し、一人ひとりに合ったサポートを

### 聴覚・言語障がいのある人

聴覚障がいのある方との会話には、手話、指文字、筆談、口話、読話や身振り手振り、図・イラストを使うなどの工夫をします。

人によってコミュニケーション方法が異なるので、どのような方法が良いか、本人の意向を確認します。



### 知的障がい・精神障がいのある人

同じことを繰り返し尋ねたり、理解するのに時間がかかったりするため、簡単なメモを渡したり、図やイラストで伝えるなどの工夫をしましょう。



### 視覚障がいのある人

「あちら」「これ」などの指示語では「どこか」「何か」が分かりません。

場所は「30cm右」「2歩前」、物は「たばこの箱くらいの大きさ」など、具体的に説明しましょう。また、誘導を頼まれたときは服をつかんでもらい、半歩先を歩きます。



### 車イスの人

段差や狭い通路で困っていたら、声を掛けて手伝います。

また、車いすの方と話をするときは立ったままだと威圧的な印象に受け取られてしまいます。できるだけ同じ目線で会話をしよう心掛けましょう。



障がいのある人に  
対する差別とは

障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会を目指し、平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」では、**不当な差別的取り扱いをすること、合理的配慮をしないことが差別だ**としています。

不当な差別的取り扱いとは、障がいがあるという理由だけでスポーツクラブに入れない、アパートを貸してもらえない、車いすだから店に入れないことなどです。これらは、障がいのない人とは違う扱いを受けているので、不当な差別的取り扱いといえます。

合理的配慮をしないこととは、聴覚障がいのある人に声だけで話す、視覚障がいのある人に書類を渡すだけで読み上げない、知的障がいのある人に分かりやすく説明しないことなどです。これらは、障がいのない人にはきちんと情報を伝えているのに、障がいのある人には情報を伝えていないこととなります。

障がいのある人が困っているときに、その人にあつた工夫ややり方を相手に伝えて、それを相手にしてもらうことを合理的配慮といえます。

### できることから始めよう

障がいがある人が困っているとき、「どうしたらいいかわからない」、「私にはできないかもしれない」とためらう場面があるかもしれませんが、専門的な知識や経験がなくても簡単な援助をすることはできます。

困っているかどうか判断できないときでも、勇気を出して「何かお手伝いしましょうか?」と声を掛けてみてください。

障がいの程度はさまざまで、サポートの方法も状況によってさまざまですが、一人ひとりの声に耳をカタむけ、「その人」を知ることが、差別をなくす第一歩となります。

## ヘルプマーク・ヘルプカード 知っていますか？

町では、12月1日☎から「ヘルプマーク」および「ヘルプカード」の配付を開始します。

### ▶配付対象者【ヘルプマーク】

外見からは配慮や援助が必要と分かりにくい方  
配付に当たっては、障害者手帳などの提示は不要ですが、氏名や必要な理由(障がいの有無など)について、受付時に記載していただく必要があります。  
※ヘルプマークの配付は1人につき1つです。  
※郵送での配付はできません。  
※ヘルプマークの趣旨に沿った、適切な利用をお願いします。

### 【ヘルプカード】

障がいなどがあり、周囲から手助けが必要な方

### ▶配付場所

福祉課・保健福祉課(ふれあいセンター福寿)  
札内支所・糠内出張所

☎福祉課障がい福祉係(☎54-6612)



### ヘルプマーク

援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が着用することで、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせ、援助を得やすくするものです。ヘルプマークを見かけたら、列車やバスで席を譲る、困っていれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。



### ヘルプカード

障がいのある方などが持ち歩き、災害時や緊急時など、周囲の人に手助けを求めたい時などに提示することで、手助けを求めるものです。